

第21回 保守管理検討会 議事録

1. 開催日時： 平成26年10月15日（水） 13：30～17：10
2. 開催場所： 日本電気協会 4階 D会議室
3. 参加者： （順不同、敬称略）
 - 出席者：、西村（東京電力）、浦野主査（中部電力）、佐久間（中国電力）、松村（四国電力）、梅岡（電源開発）、長谷川（日本原子力発電）、金子（日本原子力研究開発機構）、堀水（原子力安全推進協会）、和地（三菱重工業）、大橋（日立・GE）（計10名）
 - 代理出席者：安達（東芝・依田代理）、天間（東北電力・菅原代理）大崎（北海道電力・米田代理）（計3名）
 - 常時参加者：伊藤（日本エヌ・ユー・エス）（計1名）
 - 欠席者：中廣（関西電力）、池田（九州電力）、根上（北陸電力）（計3名）
 - 事務局：飯田（日本電気協会）（計1名）

4. 配付資料

- 資料 21-1 第20回保守管理検討会 議事録（案）
- 資料 21-2-1 保守管理規程/指針(JEAC4209/JEAG4210)の次回改定について（案）
- 資料 21-2-2 添付資料（JEAC4209及びJEAG4210の改定スケジュール）
- 資料 21-3 JEAC4209改定案の作成について(案)
- 資料 21-3-1 JEAC4209改定案新旧比較表記入例
- 資料 21-3-2 作業分担案
- 資料 21-4 JEAC4209及びJEAG4210の改定スケジュール案
- 資料 21-5 「もんじゅ」の保守管理の現状とJEAG4209適用の留意事項
- 資料 21-6-1 PI-SDPの評価・確認について（依頼）（案）
- 資料 21-6-2 保安活動総合評価の具体的運用について
- 資料 21-6-3 平成21年度保安活動総合評価（試行）の結果について
- 参考資料 JEAC4209/JEAG4210 次回改定の方向性について

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

本検討会委員総数16名に対して代理を含めた本日の委員出席者数は13名で、規約上の決議の条件である『委員総数の3分の2以上の出席』を満たしていることが確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認

事務局より本日の代理出席者3名の紹介があり主査により承認された。

(3) 前回議事録(案)の確認

事務局より資料 21-1 に基づき前回の検討会議事録(案)が紹介されたがコメントがあり反映することとした。

(4) 第 52 回原子力規格委員会の結果

浦野主査より、原子力規格委員会の説明があった。

JEAC4209/JEAG4210 今回改定案について審議を行った。第 51 回規格委員会書面投票で反対票があったが反対票の取下げがあり可決となった。改定案の内容に一部変更箇所があり、審議を実施したが変更箇所は編集上の軽微な変更であることから、挙手による決議で可決された。

(5) 次回改定の方向性についての検討

浦野主査より、資料 21-2-1 に基づき、保守管理規程/指針の次回改定の方向性について説明があった。

主なコメント及び質疑・応答は以下のとおり。

- ・MC-8 保全重要度設定の考え方の充実において「～供給信頼性確保～」の記載があるが、本当にこの通り実施するのか？

→確かに供給信頼性は各社の自主判断であるが、現状各社とも保全重要度設定の一要素にしていると認識しており、次回改定で規定として明文化することを提案するものである。

- ・MC-11 CBM の更なる導入の検討において「～いじり壊しの件数も多く～」とあるが、多いのか？

→表現は検討する。

- ・(3) 海外情報の反映「～海外の規格基準類を網羅的に確認し～」とあるが保全関係の海外標準は少なく、海外の民間規格基準等が主な調査対象となると考えられることから、海外の規格基準類の調査とした方がよい。保守管理全般ではなく JEAC4209 の規定に限定した表現としてほしい。現行記載では調査が間に合わない恐れがある。

→了解。「海外の規格基準類を調査し～」旨の記載とし脚注表記も見直す。なお、海外の規格基準類の調査リストも今回の確認に合わせて作成していただきたい。

- ・また、記載内容についてご意見等があれば連絡を頂きたい。

(6) JEAC4209 改定案の作成について

浦野主査より、資料 21-3 等に基づき、次回改定案の作成分担、スケジュール等について説明があった。

主なコメント及び質疑・応答は以下のとおり。

- ・スケジュールがタイトではないか？改定案の共通認識等がないと各社バラバラな表現になったり手戻りがあったりしないのか？

・保安規定の適合性審査で保守管理も審査されており、その反映等で作業が錯綜しこのス

スケジュールでは厳しくないか？

- ・改定案の作成を各社で分担するのであれば、事前に規定改定案の方向性の認識を合わせておく必要がある。

- ・海外情報の反映・検討の工程を確保する必要がある。

→確かに厳しい部分もあるが次回改定については速やかに実施するよう原子力規格委員会で指示されており、このスケジュールを提案するものである。なお、今回改定の公衆審査でのコメント状況等、必要に応じ見直すことは有りうる。

(7) もんじゅの保守管理の現状と JEAC4209 適用の留意事項

浦野主査より、資料 21-5 に基づき、もんじゅへの JEAC4209 適用にあたっての留意事項について第 20 回検討会後の追加内容の説明があった。

また、金子委員より、もんじゅの保守管理状況についてプロジェクターを使用して第 20 回検討会後の追加内容およびエビデンスの説明があった。

- ・本件はもんじゅが JEAC4209 を適用するにあたっての確認表であり研開炉特有の留意事項の観点に見直したものである。

(8) PI-SDP の評価・確認について

浦野主査より、資料 21-6-1 に基づき、PI-SDP の評価・確認作業について説明があった。

第 51 回原子力規格委員会での関村委員長のご発言を受け、保守管理プロセスの更なる改善のため、PI-SDP で抽出された課題を保守管理プロセス改善のインプットとして活用する手順について、以下の観点で保守管理規程・指針への反映を検討することとなった。そこで PI レベル 3・SDP 評価区分Ⅱ・SDP 評価区分Ⅳについてエクセル表を各社作成し纏めてそれらが保守管理にどの程度影響があるか確認する。各社においてエクセル表の記載を確認加筆し、主査が纏めることとなった。

以上